

## はしがき

本書は、大学での教養教育科目としての「日本国憲法」や専門科目としての「憲法」の授業で用いられることを想定して執筆されたものである。また、国家公務員総合職（大卒程度）や地方公務員（上級職）などの公務員試験の基本書としても活用できるものと考えている。本書の執筆者は、いずれも大学での授業の経験を多くもつ研究者であり、その経験を踏まえて、それぞれ、授業での使い易さや学習のし易さを重視して執筆している。

こうした本書の特徴は、次の4つに纏められよう。

まず、第1に、本書では、紙面の都合上、判例の概要のみの紹介に留まっている場合もあるが、主要な憲法判例については、できるだけ判例の文章を抜き出し丁寧に紹介することで、判例解説などの別の書籍を用いなくても、本書だけで十分に学習できるようにすることを意識した点である。実際の憲法の運用を知るには、まず、判例を理解しなくてはならない。もちろん、公務員試験においても、判例の理解は不可欠なものである。憲法の基本書だけでなく、判例の解説書を合わせて熟読することも可能であろうが、はじめて憲法学を学ぶ者にとって、複数のテキストを用いることは、案外、気後れするものである。本書の執筆にあたっては、本書だけで十分になるように意識した。

なお、本書では、特に重要な憲法判例では、見出しに判例名をあげているものもある。また、安全保障関連の判例などに関しては事実関係の理解も必要な場合もあるため、それに関しても、丁寧に記述している。

第2に、発展的な学習を促すために、いくつかの「コラム」を加えた点である。本書では、基本的に判例を中心に学ぶ形となっている。しかし、大学の講義や演習では、判例の理解を前提としつつも、さらなる発展的な学習も求められよう。そうした発展的な学習のきっかけになるものとして、本書では「コラム」を加えている。

第3に、憲法の研究者だけでなく、行政法、労働法、国際法、政治学の研究者も、執筆に加わっている点である。憲法は、その国の権利や政治制度の基本

となるものであるため、多様な分野にかかわることになる。そのため、本書では、多様な分野の研究者にも執筆に加わってもらっている。

そして、第4に、判例のリサーチ方法に関しても、1つの章を割いている点である。憲法に関する学習（そして、研究）を進めていくにあたっては、自ら判例を調べられなくてはならない。また、第1の特徴で述べたように、本書では、主要な憲法判例をできるだけ丁寧に紹介するように努めているが、紙面の都合上、判例の概要を纏めるに留まっていることもある。そうした場合、読者によっては、判例の全文を確認したいと考えるかもしれない。

いずれにしても、本書をきっかけに、より本格的に学習（や研究）するにあたって、あるいは、本書と並行して学習するにあたって、ぜひ、実際に判例を検索してみることを期待したい。

上述のように、本書は、大学の授業で用いられることを想定したものであるが、日本国憲法の運用の現実を理解できるテキストとして、大学の授業に限らず、多くの人たちにも読んで頂き、理解を深めてもらうことができればと考えている。

最後に、本書の企画・執筆にあたっては、法律文化社の梶原有美子氏に、大変、お世話になったこと、執筆者を代表して、心から感謝申し上げる。

2022年4月

編者 小林 直三  
大江 一平  
薄井 信行